

令和8年第2回定例会議決結果

| 番 号 | 議 案 名 | 結 果 |
|------------------------|----------------------------------|------|
| 議案第26号 | 令和8年度鹿嶋市一般会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第27号 | 令和8年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第28号 | 鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第29号 | 鹿嶋市森林火入れに関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第30号 | 鹿嶋市都市公園条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第31号 | 鹿嶋市副市長の選任について | 原案同意 |
| 議案第32号 | 鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 報告第2号 | 専決処分について（令和7年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号）） | 原案承認 |
| 報告第3号 | 専決処分について（鹿嶋市税条例の一部を改正する条例） | 原案承認 |
| 報告第4号 | 専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | 原案承認 |

【議案説明】

議案第26号 令和8年度鹿嶋市一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億351万8,000円を追加し、総額258億5,751万8,000円となりました。

歳入の主なものとして、小学校費補助金などによる県支出金の増1億6,888万2,000円、ふるさと納税基金繰入金による繰入金の増6,291万9,000円、給食費による諸収入の減1億3,270万円、道路橋りょう債などによる市債の増1億370万円などを見込みました。

歳出の主なものとして、道路維持補修費の増1億3,520万9,000円、スタジアムエリア整備事業の皆増6,291万9,000円、教育総務事務経費の増260万円、学務事務経費の増137万3,000円などを計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、新スタジアム周辺エリアまちづくり基本計画策定業務について新たに設定しました。

3 地方債の補正について

市債は、教育長車購入事業を追加し、道路整備事業について限度額を変更しました。

議案第27号 令和8年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に増減はありませんが、歳出として、介護予防日常生活支援総合事業費の増200万円、包括的支援事業の減200万円を計上しました。

議案第28号 鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例

令和8年度に限り、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保証額の引上げを行わず、税制改正前の控除額を用いて介護保険料を算定することに伴い、一部の第1号被保険者において保険料段階が上昇する負担を軽減する策として、特例減免を実施するため、条例の一部を改正するものです。

議案第29号 鹿嶋市森林火入れに関する条例の一部を改正する条例

国において林野火災への防災対応が見直され、鹿島地方事務組合火災予防条例が改正されたことに伴い、火入れに関する中止要件について更新するため、条例の一部を改正するものです。

議案第30号 鹿嶋市都市公園条例の一部を改正する条例

有料公園施設にト伝の郷運動公園駐車場を追加するため、条例の一部を改正するものです。

議案第31号 鹿嶋市副市長の選任について

鹿嶋市副市長の選任に当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

・栗林 裕（再任）

昭和54年4月に鹿島町役場（当時）に入庁し、経済振興部長、都市整備部長等を歴任しました。再任用職員を経て退職後、令和4年6月から鹿嶋市副市長に就任し、これまでの行政経験を活かした広い識見と豊かな経験のもと、行財政改革を行い、持続可能な財政体質へと転換するなど、本市の発展に多大な貢献をしています。

議案第32号 鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例

出入国管理及び難民認定法の一部改正により、在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの機能を一体化した「特定在留カード」・「特定特別永住者証明書」の運用が開始されることに伴い、窓口やコンビニにおける印鑑登録証明書の交付申請の規定に加えるため、関係する印鑑条例の一部を改正するものです。

報告第2号 専決処分について（令和7年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号））

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億30万円を追加し、総額279億6,884万7,000円とする補正予算について、令和8年3月31日に専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

報告第3号 専決処分について（鹿嶋市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されることに伴い、軽自動車税環境性能割の廃止等による規定を見直すため、同年3月31日に専決処分を行い、条例の一部を改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

報告第4号 専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、また併せて、新設された子ども・子育て支援納付金課税額について、課税限度額や軽減措置を定め

るため、同年3月31日に専決処分を行い、条例の一部を改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。